

改正

平成26年11月28日規則第48号

平成28年3月23日規則第12号

令和3年2月15日規則第8号

安曇野市の開発事業に係る技術的細目に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号。以下「条例」という。）第24条第2項に規定する技術的細目に関するものを定めるものとする。
- 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）に該当する開発事業で、これに係る技術的細目でこの規則に定めのないものについては、都市計画法に基づいて長野県が定める開発許可等の基準に関する条例等に規定する規準によるものとする。
- 3 条例第12条第1項に規定する地区土地利用計画が定められた区域内で行う開発事業において、地区土地利用計画に技術的細目が定められているときは、地区土地利用計画に規定する規準によるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(関係機関との協議)

第3条 開発事業者は、開発行為に該当し、かつ、当該区域面積が3,000平方メートル以上である場合は、長野県その他関係機関と協議するものとする。

(道路等の整備等)

第4条 条例第24条第1項第3号の規定により、宅地を造成する開発事業又は建築物の建築を伴う開発事業にあつては、4メートル以上の幅員の道路が当該建築物の敷地に接するよう配置されていること。ただし、戸建住宅を建築する開発事業で宅地分譲を伴わないものは除く。

2 前項の規定による、道路の構造等については、道路管理者等と協議をしなければならない。

(公園、緑地又は広場の整備及び管理)

第5条 条例第24条第1項第3号の規定により、開発事業者は、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）を設置しようとする場合において、市に帰属する公園等については、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 公園等の位置、規模、配置、形状等の基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 地形勾配15度以上の傾斜地その他市の管理する公園等として適当でないとして市長が判断した部分の面積は、当該公園等の面積に含めないこと。

イ 公園等は、2箇所以上に分散して配置しないこと。ただし、防災上不都合が生じる場合においては、この限りでない。

ウ 公園等が道路に接する長さは、その公園等の周囲の長さの6分の1以上とすること。

エ 公園等は、おおむね整形の土地で、まとまりのある形状であること。

(2) 公園等内の雨水排水施設の設置基準は、次のとおりとする。

- ア 公園等内の雨水は、隣地、河川、側溝等に直接流出しないために、必要な浸透施設を設置すること。
- イ 浸透施設を設ける場合は、宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針（建設省建設経済局民間宅地指導室監修）又は雨水浸透施設技術指針〔案〕（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会編）に基づき施工すること。

2 開発事業者は、公園等の管理方法について、市長と協議しなければならない。

（宅地内の雨水排水施設の設置）

第6条 条例第24条第1項第4号の規定により、宅地の造成、建築物又は太陽光発電施設の建築を目的とする開発事業をしようとするときは、次に掲げる施設を設置しなければならない。ただし、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に基づく地すべり防止区域（以下「地すべり防止区域」という。）、砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づく砂防指定地（以下「砂防指定地」という。）、その他地形、地質等により雨水を浸透させることが不適当な地域として認められる場所における開発事業についてはこの限りでない。

(1) 敷地内の雨水が隣地、側溝、河川等に直接流出しないために必要な浸透施設

(2) 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発事業区域内の地下水を有効かつ適切に排出するために必要な排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）

(3) 前2号に定めるもののほか、雨水及び地下水を敷地内又は開発事業区域内で適切に処理するために必要な施設

2 開発事業者は、前項の施設を設置する場合においては、市長が別に定める基準に適合しなければならない。

（共同住宅における駐車場の整備）

第7条 条例第24条第1項第6号の規定により、共同住宅等（専ら自家用車を要しない入居者のための建物である場合を除く。）の建築を目的とする開発事業において、当該開発事業区域内に駐車場を確保しようとするときは、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 独立して住宅の用に供せられる部分の数以上の台数分の駐車場を確保すること。

(2) 1台当たりの駐車区画は、短辺が2.5メートル、長辺が5.0メートル以上を標準とすること。

(3) 駐車場は、浄化槽、トレンチ（浄化槽の流出水を蒸発散及び地下浸透させるためのトレンチをいう。）等の排水処理施設用地と兼用しないこと。

（太陽光発電施設等の整備及び管理）

第8条 条例第24条第1項第3号の規定により、開発事業者は、太陽光発電施設を設置しようとするときは、進入路及び進入口を設定すること。

2 条例第24条第1項第7号の規定により、開発事業者は、太陽光発電施設を設置しようとするときは、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 条例第24条第1項第7号アに規定する災害発生の危険性の高い場所とは、次に掲げる場所とする。

ア 砂防指定地

イ 地すべり防止区域

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に基づく土砂災害特別警戒区域

オ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に基づく保安林

(2) 条例第24条第1項第7号イに規定するゆとりは、敷地境界及び金網フェンス等の容易に撤去できないものから太陽光発電施設までの距離とし、その距離は1メートル以上とする。ただし、隣接地から第三者が太陽光発電施設に近づくことが容易でないときは、この限りでない。

(3) 条例第24条第1項第7号ウに規定する対策は、金網フェンス等の設置を行うものとし、その高さは1.2メートル以上とする。ただし、隣接地から第三者が太陽光発電施設に近づくことが容易でないときは、この限りでない。

(雑則)

第9条 この規則に定めのない事項については、別に協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、施行日以後に提出される開発事業について適用し、施行日前に提出された宅地開発行為等事業承認願については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の安曇野市の開発事業に係る技術的細目に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に条例第40条第1項の素案が提出（基本計画に整合する開発事業にあつては、条例第18条第2項の案の提出）される開発事業に適用し、同日前に提出された開発事業については、なお従前の例による。